

高蓄積の展開と海外直接投資 —1951年～1960年—

藤原貞雄

はじめに——分析の課題と方法

戦後日本の海外直接投資の発展過程は、大きくは三つの段階に区別できよう。第一の段階は、1950年代から1971年頃までの時期で、旧IMF・GATT体制のもとで、重化学工業化政策による輸出至上主義に海外直接投資が従属した時期である。第二段階は、旧IMF体制の崩壊により輸出至上主義が後退をやむなくされ、海外直接投資が自分の足で立上った時期で、ほぼ70年代中葉の世界恐慌の直後までの期間がこの段階に相当する。第三の段階は、世界経済の再編成を背景に、国内での産業再編・合理化の果実を日本企業が国際的統合化戦略によって確実なものにしようとする時期で、70年代末から現在までの期間がこれにあたる。

第一段階は、さらに戦後復興の完了から高度蓄積の端緒期を含む1950年代の期間と貿易自由化を迎えつつ内需主導で蓄積水準を引きあげた1960年代中葉までの時期、1965年不況を乗り越え、輸出主導で高蓄積を持続し、国際収支の黒字を背景に海外直接投資を量的に飛躍させた60年代後半から1971年の旧IMF体制の崩壊までの時期に分けられる。そして、小稿は海外直接投資それ自体については黎明期といえる1950年代を対象としている。1961年3月末の海外直接投資残高（大蔵省許可累積額、以下断らない限り同様）は2億8310万ドルにすぎなかった。この額は決して大きなものでなかった。小稿では、いかなる条件・要因がどのように海外直接投資の構造とその特質を与えたのかを検討課題としよう。

この課題は、日本の資本蓄積・市場競争・国際環境の三つの条件を検討することで基本的に果されるであろう。三者の織りなす紋様が海外直接投資の構造・特質を規定するからである。分析方法の踏み込んだ検討は別稿で行う予定であり、はじめに小稿に必要な限りの概念呈示をしておきたい。

1 資本蓄積・市場競争・国際環境

1 海外直接投資それ自体が資本蓄積行為に他ならないから、資本蓄積の水準・構造が検討されねばならないのは当然である。資本蓄積は、^マ^ク^ロ国民経済次元と^ミ^ク^ロ企業経済次元の両面から把握されなければならない。資本蓄積概念が多様な内容を持ちすぎるのは問題であるが、マクロの資本蓄積の場合、本来の総民間設備投資額や総国内固定資本形成だけではなく、いわば一国の生産力を規定する諸々の要因・関係が資本蓄積概念に含まれていることを認めなければならない。そうした意味でのマクロの資本蓄積の水準・構造は、個々の海外直接投資にとっては、外的・客観的条件として投資を促進または抑制する作用を及ぼすだけでなく、労働力、原燃料、機械、技術情報等の調達市場または製品販売市場との関連で、海外直接投資の業種構成・地域構成・投資形態等に重要な影響を及ぼすであろう。また一国の蓄積水準は国際収支を通して、対外直接投資政策を規定し、それが直接投資に重大な影響を与えるであろう。

これに対して、ミクロ次元での資本蓄積とは、投資企業の内的・主体的条件の形成・確立の問題である。ミクロ的資本蓄積の総和がマクロ的資本蓄積なのでは決してない。両者は相互に規定を受けつつも、互いに独立しているがために独自の考察を加える必要が生まれる。ミクロ的資本蓄積の水準・構造は海外直接投資の全てに直接的に作用する。そして結果としてその構造・特徴を形成する。ミクロ次元での資本概念は具体的にしておく必要がある。つまり資本機能の具体化として、海外での企業経営に不可欠な主体的能力・条件の蓄積としては、資本調達力、生産・流通両面での技術、経営組織・人

員、情報収集力などのいわゆる「経営資源」をもって資本概念に当て、その蓄積を問題としなければならない。「経営資源」概念それ自体も検討の余地の大きい概念であることは言うまでもないが、マクロの資本蓄積概念に対応した企業次元の資本蓄積概念に「経営資源」を当てたとしても大きな過誤は生じないであろう¹⁾

2 資本蓄積は無風の温室で行われるのではない。蓄積は市場という競争の場で行われる。競争に勝利するために蓄積し、勝利することで蓄積が可能となる。市場競争を媒介することなしに資本蓄積を十分にとらえることはできない。海外直接投資に関わる市場競争は多くの場合、国際市場競争である。ここでの競争の有様が投資に直接関わっている。そこでの優位あるいは劣位が海外への進出を決意させる。また、市場が寡占的市場なのか競争的市場なのかも投資とその形態に重要な影響を及ぼす。したがって、周知のように政府がその市場を政策的に保護し競争を制限する否かも同様な役割を演じる。このようなものとして市場競争の様態は資本蓄積のそれとは独自に分析されなければならない。

3 国際環境は、大きくは戦後の歴史段階が規定する世界大の状況であり、それには政治的・経済的状況のみならず、広く社会的・文化的状況も含まれる。しかし、個々の海外直接投資にとって決定的な国際環境とは、投資相手国・地域の環境であり、それらと日本との間に結ばれた、政治外交関係・経済援助・貿易・移民・賠償などの具体的関係であろう。そうした環境とその諸関係において投資は行われ、その構造や特徴も形成されるからである。

実際、この三つの要因の変化こそが戦後日本の海外直接投資の変化の源であった。課された仕事はそれを具体的に分析することである。

1) 海外直接投資に伴う国際間における所有や支配の問題を考察する段になると、こうした経営源概念では著しく不十分となることに注意が必要である。拙稿、「国際投資の形態——国際間における資本の運動形態と所有・支配の形態」、『山口経済学雑誌』第32巻第5/6号、1983年5月、参照。

2 低蓄積水準と高蓄積の開始

1 連合軍の占領が終了し、日本が経済自立の課題に直面した時、もっとも大きな経済問題は資本蓄積の問題であった²⁾。戦争による人的物的損耗、植民地の喪失がもたらした国民経済基盤の低下は大きかったからである。しかし、1950年代に入るまでには一連の戦後の諸改革が古い支配体制と経済構造を壊し、資本主義的再建の道が敷かれていた³⁾。1951年1月の経済自立3ヵ年計画は、国際収支の均衡、重化学工業の基幹産業・輸出産業としての育成等を目標に掲げた。この目標達成にはおな10年以上の歳月が必要だったが、50年代前半には、朝鮮戦争による特需⁴⁾にも助けられ、電力・鉄鋼・海運・石炭などへ民間設備投資の4割以上が集中され、55年には鉱工業生産指数は第2次大戦中(1944年)のピークに接近した⁵⁾。こうした10年に及ぶ戦後復興を背景に、1956年の『経済白書』は「もはや『戦後』ではない。……回復を通じての成長は終わった。今後の成長は近代化によって支えられる⁶⁾」と宣言した。

1950年代の後半は、55年の数量景気に始まり、神武景気、岩戸景気と高度成長に湧いた時期であった。先の4業種に加え、機械、石油化学、運輸・通信などで精力的な設備投資すなわち高蓄積が持続されたことがその原因だっ

2) それは、かつては「左翼用語」だった「資本蓄積」が政府の政策目標に唱えられるようになったと皮肉られるほど重要な問題だった。木村禧八郎、「資本蓄積の具体的形態」、『経済評論』第5巻第7号、1950年8月号、1頁。

3) 「戦後改革によって形成された内外の枠組は、産業構造の変革＝重化学工業を実現するためのいわゆる生産諸要素の調達に、巨大なテコの役割を果たした」。(柴垣和夫)。東大社会科学研究所編『戦後改革』第8巻、東大出版会、1975年、88頁。

4) 1950年7月～53年6月の特需契約額は9億7900万ドルに達した。それは同期間の貿易収支赤字を相殺できるに近い額であった。特需はドッジライン下の不況による滞貨を一掃しただけでなく、供給不足から物価騰貴をもたらした。特需ブームは、供給力増強のための強力な引き金となった。

5) それは、1934～36年度基準の1.87倍に相当する。経済企画庁『現代日本経済の展開 経済企画庁30年史』、同庁、1976年、86～87頁。

6) 経済企画庁『経済白書』昭和31年版、42頁。

た。これらの投資は、近代化投資、合理化投資と呼ばれ、鉄鋼にみられるように長期的な合理化計画に沿って、内外の資金動員と外国技術導入によって遂行された。

1956年の民間設備投資額（法人企業の非住居用建物と機械設備等の合計、以下同じ）は、1兆8000億円（1970年価格）をこえ、1960年には3兆6530億円と実質国民総支出の14%を占めるほどとなった。国民所得に対する設備投資の比率は欧米よりはるかに高く、投資規模は「西欧諸国の水準に匹敵する」⁷⁾ものだった。その3割前後が鉄鋼・石油化学・合成繊維・電機（通信機器を含む）などの「技術革新中軸産業」⁸⁾に投入された。それは、50年前半とは異なった変化だった。

2 膨大な設備投資資金を内部資金に求めることは企業の資本蓄積の乏しい当時では不可能であった。50年代後半（1956—60年平均）の新規設備投資資金供給額に占める外部資金の割合は79%にも達した。外部資金の62%は民間金融機関、14%が政府系金融機関、5%が政府の融資特別会計からの融資と出資で、株式発行手取額は13%、事業債発行手取額は4%にすぎなかった。マクロ的にも資金源泉が乏しいだけに、少数の基軸的産業の主導的企業に資金が集中されざるを得なかった。それが次項でみるような企業集団を編成するテコとなった。

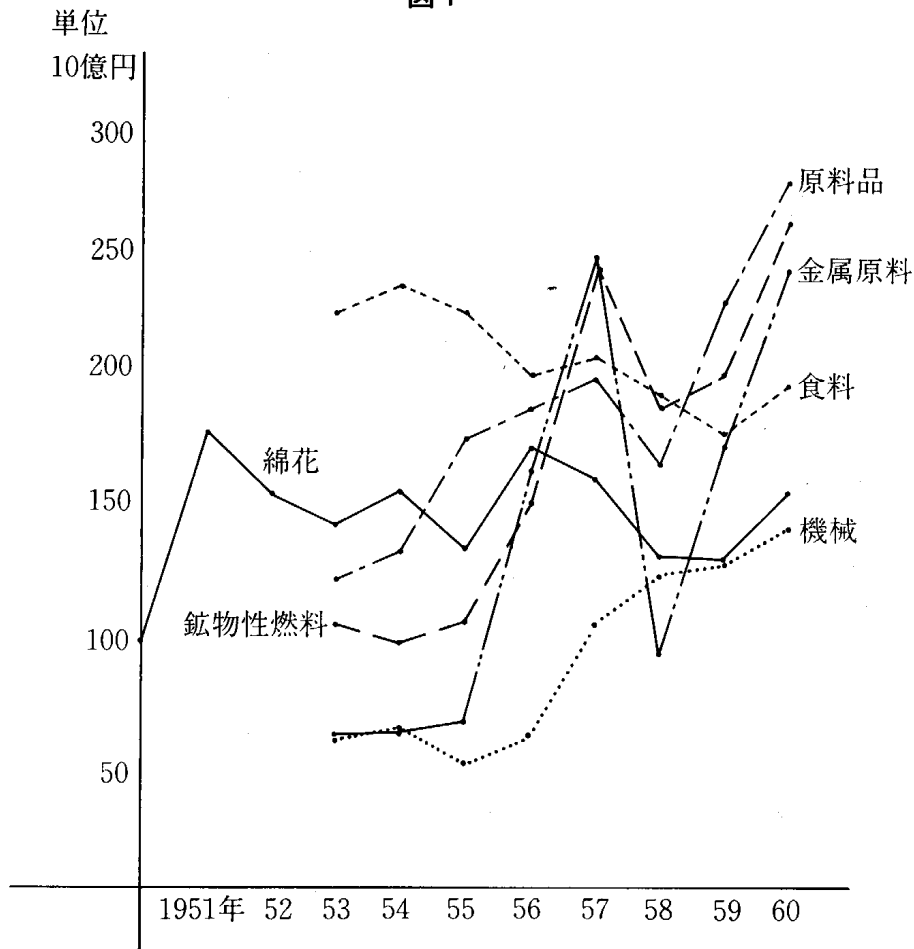
資本蓄積のネックは資金調達に限られなかった。重化学工業化には原燃料・機械設備・技術を必要としたが、それらの多くは国内供給に依存することができず輸入が不可欠であった。最大の問題は原燃料の確保にあった。機械設備、技術は外貨さえあれば米国から輸入できたし、また工業水準の上昇はその自給力を高める可能性があるのに対し、原燃料は国内自給化が不可能であるために、重化学工業化が進展するにつれて、輸入量が飛躍的に増大せざるを得なかったからである。

7) 相原 茂編『現代日本の資本蓄積』、東大出版会、1961年、38頁。ただし数値は、『国民所得統計年報』昭和41年版により筆者が修正した。

8) 同上書、40—44頁。

図1にも示されるように、食糧品や繊維原料の輸入は停滞あるいはわずかの増加にとどまったのに対して、金属原料、鉱物性燃料、機械、その他の増加は著しかった。1955年から60年までの5年間の変化をとってみても、たとえば、鉄鉱石は546万トンから1504万トンへ、石炭は286万トンから829万トンへ、原油は850万キロリットルから3112万キロリットルへ、銅は7700トン（1954年）から5万9000トンへとといったように数倍増加した。しかも、原燃料輸入に関しては、製品輸入と対照的に一部（木材・パルプ、綿花、りん鉱石、くず鉄、石炭、石油製品、銅）を除いて米国のシェアは低く、後進諸国からの輸入に依存せざるを得なかったことから種々のネックが生じた。50年代の日本と後進諸国との正常な政治外交関係の不在、これら諸国のナショナリズムの高揚等による原料資源開発の困難、また多くの優良資源の利権が欧米

図1



総理府統計局『日本統計年鑑』1963年版より作製。

企業に先取されていることなどがその理由があった。実際、「原料基盤の脆弱性が現在日本経済の弱点なす」⁹⁾ことは明らかであった。

3 しかし、原燃料問題を含め、重化学工業化の死命を制する点が輸出による外貨獲得にあったことを忘れてはならない。外貨なしに必要な資材も情報も入手できないことは自明のことだからである。したがって輸出拡大は、重化学工業化と実際的には同義であり、高蓄積期の基本戦略であった。しかも、この点は、輸出拡大のためにこそ重化学工業化が必要とされるという戦後世界貿易の傾向からも強化された。すなわち世界輸出に占める重工業製品の比重は、1953年の28%から1960年の38%へと一貫して増大しており、¹⁰⁾ この市場を確保することなしに輸出拡大を実現することは不可能だったからである。それは、対米欧輸出においても、工業化を図りつつある対東南アジア輸出においても同様に当てはまることであった。

50年代を通して精力的に行われた設備投資は国内産業構造をかなりの程度まで重化学工業化した¹¹⁾。しかし、輸出構造の重化学工業化は50年代末においても先進国においては最も低かった¹²⁾。しかも、非工業国向け輸出では重化学工業品の比重が軽工業品の比重を上まわるのに、工業国向け輸出では逆転するという「輸出構造の立体的な二重性」¹³⁾に悩まなければならなかった。こうして50年代には、重化学工業化のために輸出拡大が必要とされ、輸出拡大のためにはまた重化学工業化が必要とされるという目的と手段の一体化のために、世界に類のない高蓄積が強制されることになった。

9) 小野一一郎「日本資本主義と原料問題」、『経済評論』第10巻10号、1961年9月、66頁。

10) 篠原三代平編『日本経済の重工業化 日本経済の現状と課題、第6集』、春秋社、1964年、148頁。

11) 重化学工業化の程度(率)は、何によって示すかによって異なって現れる。付加価値額の率で示した場合と所得の率とではかなり違う。同上書、9-22頁。

12) 1959年の工業製品輸出に占める重化学工業品の比率は47.2%であった。ちなみに米国は80.7%、英国78.3%、西独83.4%、仏70.6%であった。『通商白書』1961年、292-3頁。

13) 同上書、325頁。

4 以上のマクロ的資本蓄積を特徴づけるなら、低蓄積水準下の強蓄積と呼べよう。それが海外直接投資に及ぼした作用は、第1に国内蓄積へ海外投資を最大限に貢献させたことである。具体的には海外資源開発による原燃料の確保と輸出市場の拡大とに海外直接投資を動員したことである。第2は、国内資金の海外流出を避けるために、出来るかぎり海外直接投資を節約したことである。第3は、「投資が投資をよぶ」とも呼ばれた持続的かつ大量の近代化投資が国内市場の外延化＝新産業の生成と深化＝既存産業の規模拡大をもたらしたことによって豊富な国内投資機会が提供されたために資本家および経営者をして著しく内向きの投資決定をさせたことであろう。

多くのメーカーは、国内で製造し外国へ輸出することを会社の成長戦略とすることに疑問を抱いていなかった。海外へ製造拠点を設定する必要は、綿紡績のような一部の業種を例外として、国内には生じていなかった。情報・技術・進んだ設備機械を海外から吸収し、豊富で廉価な国内労働力と結合し可能な限り効率的生産を遂行し、国内外の需要に応えることが会社の成長を約束していた。それは、他面では海外で製造業を経営し得る資源に欠けていることも示していた。決定的なものは、そうした商品の欠落であった。

海外への販売拠点の開設も多くのメーカーには不要だった。輸出は商社が担当したからである。1960年の輸出額40億5500万ドルのちょうど半分が繊維と雑貨によるものだった。それらは商社が最も得意としてきた商品であった。メーカーの手によるマーケティングを必要とする機械（船舶を除く）輸出は7億3600万ドル、18%にすぎなかった。50年代の輸出構造は、輸出額の急増にもかかわらず、メーカーの商業投資を必要としなかった。実事、1961年3月でも65のメーカー等が26の現地法人と101の支店等を開設しているにすぎなかった¹⁴⁾

したがって、海外直接投資に必要なミクロ的な資本蓄積を着実に進めたのは商社、とりわけ戦前からの経営資源の多くを戦後に持ち越すことのできた総合商社であった。上と同様の数値をあげれば、224の商社が239の現地法人

14) 通産省通産局『貿易業態統計表』昭和36年度版による。

と770の支店等を開設し輸出入のほとんどを担当したのである。また一部の鉱山会社、漁業、林業・パルプ会社、金属メーカーが投資機会に遭遇したが、その機会は単発的で小規模だったために経営資源の蓄積を促進するにはほど遠いものであった。

3 保護主義と寡占的競争

1 この期の市場競争の特徴は、一方では国内市場が外国との競争から実質的には遮断されながら、他方では寡占体制構築が進行する過程で著しく激しい市場競争が展開されたことに求められる。

1950年代の日本経済にとって、IMF・GATTの理念は内外の条件から迂遠な存在にしかすぎなかった。表1に示されるように、貿易収支は58年によく黒字に転化したものの、通関ベースでは依然として大きな赤字であった。外貨準備高は10億ドル台をようやく維持している程度で、厳しい貿易と為替管理が国際収支の均衡維持には欠かせなかった。すでに1949年12月

表1. 国際収支の推移

(単位：百万ドル)

	経 営 収 支						長 期 資 本 収 支	基 礎 的 収 支	短 期 資 本 収 支	誤 差 脱 漏	総 合 収 支	外 貨 準 備 高
	貿 易 収 支			貿 易 外 収 書	移 転 収 書							
		輸 出	輸 入									
1951年	330	△291	1,354	1,645	451	170	22	352	10	8	370	1,059
52	224	△412	1,289	1,701	601	35	△61	163	22	1	186	1,034
53	△205	△792	1,258	2,050	566	21	△140	△345	△33	2	△379	786
54	△52	△430	1,614	2,041	350	28	28	△24	14	13	2	1,106
55	227	△55	2,006	2,061	260	22	△25	202	102	△19	285	1,519
56	△34	△131	2,482	2,613	71	26	24	△10	2	11	1	1,340
57	△620	△402	2,854	3,256	△188	△30	38	△582	77	1	△503	1,139
58	265	370	2,871	2,501	90	△195	96	361	△4	37	393	861
59	361	361	3,413	3,052	23	△23	△214	147	△60	57	143	1,322
60	143	268	3,978	3,711	△100	△25	△55	88	△16	33	105	1,824

資料：国際収支表は、山澤、山本『貿易と国際収支』（『長期経済統計14』）、東洋経済新報社、1979年より作成。外貨準備高は総理府統計局『日本統計年鑑』より。政府および日銀保有のみを含む。

に実施された「外国為替特別会計法」および「外国為替および外国貿易管理法」(外為法)に基づいて厳格な貿易秩序管理が継続されていた。他方、前項で述べた輸出拡大の必要から、54年には総理大臣を議長とする最高輸出会議が設置され、半年毎の輸出目標が設定され、文字通り官民一体の輸出強化が図られた。50年12月に設立された日本輸出入銀行、同年3月に開設された輸出保険制度の相次ぐ拡充、多様な輸出振興税制や短期輸出金融制度の実施、さらに56年の機械工業、57年の電子工業の各振興臨時措置法に代表される個別産業政策の強化、58年の日本貿易振興会の設置等、これらは一連の輸入制限・輸出拡大という保護貿易主義の政策体系を形づくっていた。

他方、外国資本の対日投資は、50年5月に公布された「外資に関する法律」(外資法)によって個別審査による認可を必要としており、きわめて規制的であった。1950~60年までの外資導入認可実績額は10億7000万ドルに達したが、その内8億5400万ドルが貸付債権取得であり、株式持分取得は1億7400万ドルにすぎず¹⁵⁾、さらにその内経営参加的株式取得は9300万ドルであったから¹⁶⁾、全投資に占める直接投資の比率は8.7%にすぎなかった。この時期、直接投資は原則的に外国投資家の出資比率49%以下の合弁企業形態しか認められず、その数は同期間324社であった¹⁷⁾。他方、この期間の技術導入件数1350件にもものぼるが、これらの合弁企業の主要なものほとんどが技術導入を伴っており¹⁸⁾、日本企業は技術のみを導入することが不可能な場合に合弁企業設立へと進んだ。

上述の数値からみて、国内資本蓄積の低水準を外国資本によって補完する政策は、嚴重な管理のもとに国内資金の不足は貸付けによって、技術の遅れ

15) 下條進一郎編『資本自由化の現状と展望』、金融財政事情研究会、1967年、180頁。

16) 宮崎義一編『現代日本の独占資本 7 資金調達(下) - 外資』、至誠堂、1965年、102-3頁。

17) 324社のうち資本金100万円以上の主要企業は140社である。ただし、これらの1社平均資本金は1963年当時で20億円程度であったと思われる。宮崎編、前掲書106-7頁参照。

18) 1962年度までに設立された主要合弁企業204社のうち166社が技術導入を伴っていた。同上書、106頁。

は技術単独導入によりそれぞれ独立して補ない、資金・技術の一体化した外国企業の導入による国内市場の支配を極力避けることを基本方向としたことは明らかである。

貿易・投資の両面における保護政策が、海外直接投資に与えた最も大きな影響は投資意欲の抑制であった。輸出優遇諸措置は輸出向け国内投資を増加させたし、輸入品と技術水準の高い外国企業からの国内市場の保護は、そうでなかった場合に比較し限界企業を延命させ、利潤率を高めたと思われるからである。ミクロ的資本蓄積の低位にこうした保護政策が加わることによって、この期の海外直接投資は一層低水準化された。

しかし、同時に1社平均資本金20億円の合弁企業140社は決して小さな影響力にとどまったのではないことに注意を払う必要がある。これらの企業は、石油、石油化学、電機・電子、機械等、高い技術水準や海外資源を背景に国内市場を開拓し競争を持ち込んだ。それが技術水準の向上に果した波及効果は大きかった。そしてそれらの企業のなかから後に積極的な海外進出を試みる企業を輩出することになるのである。

2 国内市場は急速に拡大した。既存市場が拡張されただけでなく、技術導入によって新市場が拡大された。1955年からの5年間だけで投資が投資を呼ぶことによって資本財の生産額（付加価値額）は2.9倍に、家電製品の登場は耐久消費財のそれを5.3倍にも増加させた。機械工業全体では3.5倍、電機では実に6倍であった。このような市場拡大は「技術革新」を伴っていたために、既存市場では価格競争、そして新市場には参入競争が展開され、市場全体に著しい競争の性格を与えた。しかし、こうした激しい国内市場競争が企業の外国への^{スピン・アウト}転身をもたらさなかったのは、「技術革新」が国際的に低水準の技術しか持ち合わせていなかった当時の日本企業にとってのみ、革新的であったにすぎず、国内に蓄積された経営資源と離れて外国での生産に耐える技術革新ではなかったからに他ならない¹⁹⁾

むしろ海外直接投資との関連では、激しい市場競争の背景にあった戦後の企業集団の編成といわゆる中小企業問題が重視されねばならない。

1950年代前半には47年12月公布された「過度経済力集中排除法」は大部分その機能を停止していた。1952年から翌年にかけて、旧三井、三菱、住友の直系企業が旧商号を復活し、52年には住友商事、54年には三菱商事が誕生した。旧財閥系企業の間では、社長会が開催され、企業集団内における系列融資、株式持合い、役員兼任が進んだ。それだけでなく、旧安田系、浅野系以外をも含んだ富士銀行、旧古河系その他を含んだ第一銀行、それに三和銀行、興業銀行もまた企業集団の形成に進んだ²⁰⁾。50年代後半には企業集団は一層整備された姿を示した。

低い資本蓄積水準のもとでの旺盛な資金需要が外部資金への依存を強め、それが資金供給力の格段に強い少数の大銀行・金融機関へ企業を凝集させた。銀行は系列融資という選別によってこれに応えた。投資が投資を呼ぶ産業連関効果の強い資本蓄積は、各産業に需要者、供給者としての企業をもつほど、需給両面において有利であり、このため、企業集団ごとに新しい産業分野へ参入が行われ、集団ごとに新興産業分野に企業がセットされるという「系列ワンセット主義」²¹⁾が支配的となり、集団の輪は広がった。競争は各集団に属するその産業のトップ企業間で熾烈に行われ、「過当競争」²²⁾となった。多くの産業は、少数企業による市場支配が成立するが、少数企業間では激しい競争が常態となるという「競争的寡占産業」²³⁾であった。

こうした寡占的競争が海外直接投資に与えた顕著な影響は、寡占間競争がそのまま海外投資に持ち込まれ競争的進出が頻繁に行われたこと、そして資

19) 科学技術庁の調査によれば1956年に外国から導入した技術の48%は、戦前戦中に工業化された技術で、戦後に工業化された技術は52%にすぎなかった。「技術革新」もこのような時間の遅れを伴ったものにすぎなかった。おそらく50年代末をとっても大きな変化は見られないであろう。中村静治『戦後日本経済と技術発展』、日本評論社、1968年、20～21頁。

20) 『週刊東洋経済新報』昭和30年1月1日号、参照。

21) 宮崎義一『戦後日本の経済機構』、新評論社、1966年、第2章参照。

22) 宮崎同上書は戦後の「系列」という日本独特の寡占形態こそが過当競争の根源として、この問題を論じた。第1部、参照。

23) 小林好宏『日本経済の寡占機構』、新評論社、1971年、45頁。

源開発など大型投資に企業集团的共同投資が普通となったことである。もっとも海外投資の事例が少ない50年代にはその萌芽が認められるにすぎなかった。

3 中小企業問題は日本の二重構造問題の一部であり、またその集中的な表現でもある²⁴⁾ 中小企業自身が投資の主体として分析の対象となるのはもっと後の時期であるが、ここで触れる程度にせよ取上げておかねばならないのは次の点である。競争的であれ非競争的であれ、寡占体制を基柢部で支えたが大小の中小企業群である。したがって日本の寡占的大企業の経営は事実において中小企業の存在を欠いでは成り立たない。その意味で大企業にとって中小企業は欠かすことのできない「経営資源」である。このことは、寡占企業が国際競争力に富んだ商品を当面生み出すことに成功したとしても、直ちに海外でそうした商品を生産する計画は諦めざるを得ないことを示唆している。もっとも、それは同時に国内中小企業に代替する「二重構造」を国際間に見出しさえすれば、それが同様に特別の利潤を引き出す対象となることを示唆しているが、そうした条件が生み出されるのはもっと後のことである。実際この時期に海外へ製造業投資を行ったメーカーが直面した障害は良質な下請部品メーカーの不在であった。企業を輸出拡大に駆り立て、海外への進出を逡巡させた最大の要員は厳然とした二重構造の存在であった。

4 冷戦体制下の日本の選択

1 資本主義対社会主義という体制的対立を中核に、米ソ両国を二大支柱として展開された国際政治体制が冷戦体制であり、米国の基本戦略とは「外交・軍事・経済的諸分野において社会主義体制を打倒ないし弱体化せんとす

24) この時期に二重構造を論じて優れたものとして、川口 弘他『日本経済の基礎構造 第1集』, 春秋社, 1962年, 参照。

る政策」²⁵⁾を世界的規模で実行することであった。朝鮮戦争中の1953年1月トルーマン大統領から政権を受け継いだアイゼンハワー大統領の8年間の政策も戦略に忠実であった。

米国の伝統的優先策によって、ヨーロッパがマーシャル・プラン等の援助を得て1948年には欧州経済協力機構(OEEC)、49年には集団安全保障体制として北大西洋条約機構(NATO)を設立し、50年代に入る頃には一応の政治経済的安定に達していたのに対し、東南アジア(東アジアを含む)の状況は異なっていた。「東南アジアはアメリカに対して大規模な挑戦をつきつけ」²⁶⁾ていた。1949年10月の中華人民共和国(中国)の成立、53年7月の米国にとって敗北に近かった朝鮮戦争の休戦、54年5月のベトナムのディエンビエンフーにおけるベトミン軍の勝利とジュネーブ交渉、アジア諸国の中国承認、中国の平和五原則による平和攻勢は、米国のこの地域における相対的非力を物語っていた。

ベトナムからのフランスの撤退と東南アジアにおける中国の影響力増大が米国の東南アジアへの介入を深化させ、1955年2月の東南アジア条約機構(SEATO)の発足に導いた。こうして50年代の米国の東南アジア政策には、中国封じ込めを戦略目標としながら、二国間安全保障条約と集団安全保障条約によって軍事的政治的連携を強化しつつ、種々の経済援助協力に支えられた経済開発計画によって親米政権の政治的安定を確保する型が出来上がった。

海を隔てて中ソに接し、アジア随一の資本主義国である日本を米国の冷戦政策に組み込むことは不可欠であった。初期占領目的が変更され、資本主義的再建の途が開かれ、援助と指導が強化されたのはそのためであった。日本もまた米国の戦略に従属することに最大の利益を見い出していた。米国の支持を得ることなしに資本主義世界市場への復帰が可能とは思われなかったか

25) 山田 浩『戦後アメリカの世界政策と日本』, 法律文化社, 1967年, 2頁。

26) Russell H. Fifield, *Southeast Asia in United States Policy*, Praeger, New York, 1963. 鹿島守之助訳『アメリカの東南アジア政策』, 鹿島研究所出版会, 1965年, 1頁。

らである。冷戦戦略への従属が国際舞台への復帰を促進した。1951年9月の社会主義諸国を除く49か国との対日講和条約と日米安全保障条約の調印が冷戦体制への同調の国際的な証であった。

50年代の日本の海外直接投資の国際環境を基柢部で規定したのは、上述のような戦後冷戦体制とその下で米国の冷戦対策とりわけ対東南アジア政策に同調した日本の政策である。しかし、その影響は制限的なものであった。なぜなら東南アジア諸国内部の政治経済的不安定やこれら諸国と日本との外交関係が未正常なために、東南アジアへの海外直接投資は小さかったからである。しかし、米国の側面援助によって、外交関係が正常化するにつれて、東南アジア親米諸国への投資が増大する過程で、その影響は次第に大きくなってゆく。

2 海外直接投資は、国際環境が不安定であったために選択余地が限定された。とりわけ、地理的に近いうえに貿易量も多く歴史的にも係わりも深い東南アジアへの投資が困難であったことは投資地域に50年代独特の地域的偏在という特徴を与えた。

1950年代中葉までの東南アジアは、旧宗主国による戦後の再植民地化の危機をようやくくぐり抜け、政治的独立を勝ち得てから日も浅く、複雑に色彩られたナショナリズムの余韻が収まっていなかった。経済的自立のためには、脆弱な国内資本蓄積を補完する外国資本をも必要とした。しかし、政治的独立過程も国ごとに多様でありフィリピン、インドネシアで典型的に見られるように政権の国内政治基盤も動揺的であったために継続的かつ確固とした対外資政策を期待することは困難であった²⁷⁾ これら諸国は、一斉に工業化を国家の主要な政策目標に掲げていた。しかし、50年代に彼らが目標とした輸入代替工業化政策は、多くの場合失敗に帰した。ナショナリズムを背景に

27) 日本の撤退に代わる旧ヨーロッパ宗主国の支配復活との抗争、国内諸階級間の抗争、部族間や宗教間の対立等は著しい政治的経済的不安定の根源となった。シンガポールが国内自治権をイギリスから得たのは1957年7月のことで、プルヴィアは、この時をもって「東南アジアにおける伝統的意味での植民地支配の終焉を画した」と述べたほどである。J.M.Pluvier, *South-East Asia from Colonialism to Independence*, Oxford Univ. Press, Kuala Lumpur, 1974. 長井信一監訳『東南アジア現代史』下、東洋経済新報社、1977年、728頁。

した国家セクターや重工業部門の偏重が国民経済の矛盾を深めたインド、パキスタンの例もあれば²⁸⁾ 保護政策による消費財、軽工業部門からの輸入代替工業化が国際収支悪化に直面し、狭溢な国内市場の限界にすぐに衝突する例は後進国に共通していた。50年代末から60年代初頭にかけて、輸入代替工業化から輸出志向工業化政策への転換に踏み切る国も現れた。台湾やタイが典型であり、外資導入策が政策の基調となって行く²⁹⁾ この点でも、日本の直接投資を必要とする条件は、50年代の東南アジアには未だ熟成していなかった。

東南アジア諸国との戦時賠償請求問題の解決の遅延は、対東南アジア投資を著しく低水準においた要因であった。正常な通商関係は賠償問題の解決が前提となっていたからである。50年代前半には何ら解決の途を見い出せなかった賠償問題は、55年4月のビルマ、56年7月のフィリピン、58年4月のインドネシアと次々に賠償ならびに経済協力協定が発効し、59年1月にはラオス、7月にはカンボジアとの間で賠償請求権を放棄し無償経済技術協力を行うことで協定が発効した。翌60年1月にはベトナムとも賠償・経済協力協定が発効し、東南アジア諸国との賠償問題は一応の解決をみせた。賠償が全て日本からの商品・役務の供給で行われ、経済協力協定による借款供与と並行したことは東南アジア市場開発の主要な手段であり、投資の条件整備となった。それは60年代に入ってから東南アジア投資が急速に増大する最大の要因であり、この期には十分な効果を及ぼすには至らなかった。

3 好ましい環境にあったのは、米国を除けば中南米であった。ここでは、西インド諸島の一部だけが植民地として残っていたが、他の国は政治的には形式上は共和制国家であった。戦後中南米諸国もナショナリズムの高揚期を迎えるが、東南アジア諸国のように昨日までの独立運動と結びついたそれとは異なっていた。中南米諸国の政治的特徴は「経済の心臓部を握る外国資本、

28) 栗本 弘『アジアの経済成長』、勁草書房、1969年、第4章、7章参照。

29) 台湾については、劉 進慶『戦後台湾経済分析』、東大出版会、1975年、第1章参照。タイについては、栗本同上書、第2章参照。

大土地所有の存在と資本主義経済の発展、軍部の強力な干渉、高い文盲率、カソリックの保守性³⁰⁾の組み合わせから生じており、ナショナリズムは、普通は「経済的、政治的に従属してきたアメリカへの反発という形」をとった³¹⁾

脆弱な資本蓄積基盤の下でのナショナリズムに呼応した性急な工業化政策は、国際収支の悪化やインフレーション、失業をひきおこし、社会不安が増大すると政変が頻発するのが常であった。したがって、対外資政策も一貫性、安定性に欠けた。ただ東南アジア諸国と異なるのは、独立国として戦前から米欧資本を受け入れてきた経験から対外資政策に経験の蓄積があり、法律上も整備がなされていたことである。1950年代の工業化政策は、中南米諸国をして一面では厳しい外国資本の活動規制を行いながらも、他面では積極的な外国資本導入策を採用させており³²⁾、それが、日本の中南米進出を刺戟したことは明らかであった。

もちろん、そうした一般的条件は日本の資本を地球の裏側に吸引する程の力はなかった。中南米諸国との間には、東南アジア諸国との賠償問題のような外交上の障害がなかったことや米国への反発というナショナリズム的傾向が日本への友好的態度を生んだという事情も考慮されねばならないが、最も重要な要因は日系人の存在であった。ブラジルでは、1908年に始まる移民が59年には総数22万人を超えており、いわゆる日系ブラジル人は約43万人³³⁾と数えられていた。50年代のブラジルでの直接投資のほとんどは、現地の日系

30) 田中 薫編『ラテンアメリカ』、朝倉書店、1961年、78頁。

31) 同上書76頁。

32) たとえば、租税政策、為替政策、投資保証、産業・労働政策において、東南アジアと中南米を比較すると、概して、中南米の方が「外資の導入に積極的で導入外資の性格について比較的寛大な」国が多く、「4大工業国といわれるブラジル、メキシコ、アルゼンチン、チリーにおいても（民族資本の優位性を認める——引用者）メキシコを除き、やはり外資に対し積極的に歓迎する態度に変わりない」。古藤利久三編『中南米におけるわが国企業提携の実態』、アジア経済研究所、1964年、105頁。

33) 大原美範編『ブラジル——経済と投資環境——』、アジア経済研究所、1972年、584頁。

人との提携で可能になったものであった³⁴⁾。彼らが供給した種々の情報や政治的、金融的なコネクション、さらに労働力は、日本の投資をブラジルに誘導する上で決定的役割を果たした。

5 海外直接投資の構造と特質

1 すでに1950年6月に外為法が施行され関係法令の整備も完了し、資本取引とそれに伴う対外送金・受取も可能になって、国内法制上の条件は整った。海外直接投資は、他の資本取引、為替取引と同様に厳格な許可制の下におかれた。許可は、「主として外貨資金の効率的使用の観点から、投資の緊要度と採算性、回収の確実性、国際収支その他国民経済全般に対する貢献度、相手国との関係等を総合的に勘案して判定」³⁵⁾された。判定は、直接投資が証券あるいは債権取得の形態で行われる場合には、大蔵省の最終処理前に事業主管庁の個別審査によって行われ、投資規模が大きい場合には関係省庁機関により構成された「海外投資連絡会」³⁶⁾の個別審議を必要とし、小口（15万ドル以下）の投資のみが日本銀行外国局において処理された。投資形態の主流であった証券・債権取得には、あらゆる取引、その中止・変更・延期等に個別許可や承認、報告義務が課されており管理は厳格であった。海外支店・駐在員事務所設置・運営に関わる資金または経費の送金は大部分日本銀行の処理によったが、商社の場合は、「海外支店等運用連絡会」³⁶⁾に必ず付議

34) それはアルゼンチン、チリー、バハマ、ベネズエラ、グアテラマでも同様であった。古藤前掲書、146頁。

35) 下條前掲書、1967年、253頁。

36) 「昭和27年、次官会議決定に基づいて設置され、大蔵省を中心とし、通産・農林・運輸・外務の各省および経済企画庁、その他関係各省、関係機関により構成されており、各機関の連絡方針の統一および対策の樹立等を行う……」。同上書254頁。

36) 「昭和26年、外国為替管理委員会の付属機関として、大蔵・通産・運輸・外務、安本、日銀を構成員として設置されたが、現在では、大蔵大臣の事実上の諮問機関となっている。」同上書255頁。

され、金融機関の場合は、大蔵省の直接許可を必要とした。不動産の取得・海外直接事業も当然個別審査による許可制のもとにあった。

このように50年代の海外直接投資は、投資資金である外貨＝ドル不足の条件下で、投資の安全性、輸出市場の拡大・輸入資源の確保という投資の効率性を維持するために、規制的な管理行政下にあった。海外投資は、輸出拡大・重化学工業化というマクロ政策目標に従うことを最大限に要請された。管理は、貿易に対するよりも一層厳格であった。

2 もちろん、このことは海外直接投資を促進する政策が採られなかったと言うものではない。政策目標に照らして、必要な投資は行わなければならなかったし、そのための費用やリスクの軽減策が政府に期待されたからである。

海外直接投資資金を直接に補給したのは日本輸出入銀行である。1953年、同行は、輸銀法改正によってその業務に海外投資金融を加えた。しかしより重要な改正は、経団連、日本貿易会などの強い要望を背景に行われた57年の同法18条の改正である。この改正は海外投資金融の制限緩和を目的としたもので、これによって海外投資ならびに海外事業金融は格段に拡充された。たとえば設備輸出を伴わない海外投資や合併相手企業の出資金への融資が可能となっただけではなく、海外事業を目的とする日本の投資会社の出資企業が投資会社を通して出資する場合や生産事業以外への投資への融資までもが可能となった³⁷⁾。1953～60年度の輸銀の総海外投資金融承認額は274億円にのぼり、50年代の総海外直接投資額の26%に相当した。この額は事態の過少評価に導きやすい。輸銀融資が他の民間金融機関の協調融資を可能としたことや海外投資に関連した輸銀の貿易金融を考慮に入れれば、輸銀の海外投資資金の供給に果たした役割はきわめて大きいと言わねばならない。とはいえ、50年代の同行の融資承総額は4654億円にのぼるが、投資金融はその6%を占めるにすぎなかった。

輸出振興税制は多岐にわたったが、海外投資振興税制と呼べるものは、租税特別設置法による海外支店用設備等の特別償却制度（53～58年度）しかな

37) 日本輸出入銀行『十年のあゆみ』、同行、1963年、78—81頁。

かった。この制度利用による税控除額も総計3億円にすぎず、さしたる利用価値はなかった³⁸⁾ 投資保険制度は、輸出保険法の一部改正によって1956年4月に創設された。当初は海外投資資本元本保険のみで、海外で取得した株式等の持分が戦争・革命・収用等の非常危険により奪われた場合と投資先企業の解散・事業休止等による持分が処分された場合に限って損失の75%（創設時65%）を填補した。翌年には海外投資利益保険が創設され、配当金の送金に伴う危険も対象とされた。しかし、輸出保険財政上、填補率も低いことから魅力に欠け前者の保険金額（56～60年度）は36億円、後者はゼロと利用ははかばかしくなかった³⁹⁾

1958年4月に特殊法人となった日本貿易振興会が輸出振興のための情報収集機関とするならば、60年4月に財団法人から特殊法人となったアジア経済研究所は、経済協力をかんとく投資奨励のための情報収集機関と性格付けてよい。投資には現地の政治、社会、経済の広範囲の情報を必要としたが、それらの入手は当時困難かつ高い費用についたため、企業は政府の手による調査機関の設置を求めていた⁴⁰⁾ 同研究所がそうした機能を実際に果たしたか否かは当面小稿には関係がない。明らかなことは、50年代にはこうした費用節約の機関が存在しなかったことである。

以上のような対内的な海外投資促進措置に対して、対外的な促進措置として賠償と経済協力があつた。1956～60年度の低開発国への政府贈与4億5800万ドルのうち2億7300万ドルが賠償によるものだった⁴¹⁾ 賠償による日本か

38) たとえば、輸出所得の特別控除額だけで582億円に及んだことと比較してみよ。税制調査会『税制調査会関係資料集——基礎問題小委員会関係——』第1分冊、同会、1965年、394—5頁。

39) 輸出保険協会『輸出保険制度の解説』、同会、1984年、378—79頁。

40) 「……現状では日本政府の在外公館、相手国政府の在日公館に照合しても満足な資料が得られず、……貴重な外貨を使ってわざわざ現地に渡航し、調査することを余儀なくされている実情である。また、進出後に運転資金の追加投資を余儀なくされたものの中には国内基礎資料の不備による面がすくなくない……」。経団連『経団連月報』第6巻4号、1958年4月。50頁。

41) 通産省『経済協力の現状と問題点』1962年版、86—92頁、404—5頁。

らの商品と役務の供給は、日本企業と現地政府や企業との関係を強固にしたし、日本からの開発借款も同様な役割を果たしたことは言うまでもない。賠償、開発借款といった国家資金の移転を通して、これら諸国への海外直接投資の条件は整備された⁴²⁾。それらが利用されるようになるためにはもっと時間が必要であったが。

この期の投資額は、表2に示されるように前半は年平均300万ドルと微々たるものでしかなかった。56年度にようやく1710万ドルと増大し、後半の平均は5280万ドルと前半の18倍にもなり、60年度末の投資累計額は2億8310万ドルに達した。許可額に対して実際の投資額（IMF国際収支表ベース）を

表2. 海外直接投資の推移

単位：百万ドル，（ ）は件数

	海外直接投資承認額						承認 累積額	直接 投資 フロー
	証券 取得	債券 取得	不動産 取得	支店 設立	直接 事業			
1951年度	— [3.0]	— (14)					—	0.3
52	1.9 [1.9]	1.9 (16)			0.9 (36)		1.9	0.3
53	1.3 [2.2]	1.3 (26)	— (2)				3.2	0.6
54	5.5 [5.1]	46 (29)					8.7	2.0
55	7.2 [8.6]	6.5 (55)	— (1)		0.7 (23)		15.9	4.0
56	17.1 [18.3]	12.0 (81)	1.5 (1)		2.5 (49)	1.1 (3)	33.0	26.9
57	27.5 [33.0]	18.3 (5.3)	8.6 (20)		0.6 (15)	— (5)	60.5	33.3
58	61.8 [60.0]	23.1 (79)	271 (27)		0.6 (11)	11.0 (3)	122.3	27.0
59	49.0 [53.7]	22.2 (132)	15.8 (34)		1.9 (21)	9.1 (4)	171.3	48.0
60	108.8	32.2 (161)	40.8 (25)		1.6 (12)	34.2 (6)	280.1	81
累計		121.90 (378)	93.8 (120)	3.4 (16)	8.6 (160)	55.4 (1)	283.1	

資料：承認額[]は、日本輸出入銀行『海外調査資料』第25号(1960年9月)、196頁の数値を参考に揚げた。

形態別の数値は、大蔵省の各種数値から計算した。累計とは一致しない。

直接投資フロー(暦年)、1951～55年は上述『資料』による。56年～60年は大蔵省『財政金融統計月報』140号(1963年6月)による。

累計は同『財政金融統計月報』258号(1973年9月)による。

42) これは賠償が同時に「冷戦の具」「利権や政治慾の手段」と化した(都留重人「賠償と日本国民の立場」、『世界』164号、1958年8月、30頁)側面を看過するものではない。

見ると、前半はわずかに144万ドル、後半は4320万ドルとなっており、累計額2億2340万ドルは許可額の79%に相当した。50年代の投資の79%（国際収支ベースで70%）は58～60年度の3年間のものであり、海外投資が実質的意味をもち始めたのは、50年代も末のことと言えよう。

60年度末累計を投資形態別に分類すると、証券取得43.1%、債券取得23.1%、海外直接事業19.6%、支店3.0%、不動産1.2%となっており、海外直接事業の比率が著しく高いことがその特徴となっている。1件当たり投資額も証券で32万ドル、債権で78万ドル程度と大きく表われているが、それは後述する巨額の国家プロジェクトのためである。

2 50年代の海外直接投資の業種別・地域別構成に関する利用可能な正確な統計は入手できていない。この時期の公表された統計は、延払い輸出信用と直接投資との合計を海外投資総額として示しているだけだからである。表3も分離できない7362万ドルの輸出信用供与を含んでいるので直接投資の業種

表3. 業種別地域別海外投資累計 (1961年3月末)

単位, 千ドル, (件)

	東南アジア	中近東	北米	中南米	その他	合計
(生産事業)	49,858(158)	48,963(3)	50,258(15)	152,219(94)	2,192(16)	303,490(286)
鉱業	23,984(40)	48,820(1)	415(2)	10,330(18)	882(3)	84,431(64)
製鉄業	393(1)	—(—)	—(—)	84,290(2)	—(—)	84,683(3)
林業・パルプ	2,867(9)	—(—)	49,593(12)	—(—)	—(—)	52,460(21)
水産業	939(13)	143(2)	—(—)	2,880(13)	615(7)	4,577(35)
繊維工業	1,601(12)	—(—)	—(—)	25,158(21)	135(1)	26,894(34)
機械工業	844(4)	—(—)	—(—)	26,387(16)	179(3)	27,410(23)
その他	19,230(79)	—(—)	250(1)	3,174(24)	381(2)	23,035(106)
(その他)	4,015(41)	712(8)	31,024(128)	12,815(102)	3,673(53)	53,227(337)
商業その他	2,244(29)	245(7)	24,001(108)	3,347(21)	2,548(47)	33,373(217)
金融業	1,771(12)	467(1)	7,023(20)	701(12)	—(—)	9,962(45)
移住振興	—(—)	—(—)	—(—)	8,767(69)	1,125(6)	9,892(75)
合計	53,873(199)	49,675(11)	81,282(143)	165,034(196)	5,865(69)	356,717(623)

注：商業その他の合計には地域分類されていない988千ドル（5件）を含む。

資料：通産省「経済協力の現状と問題点」1961年版356-7頁より作製

別・地域別構成を正確には示さないが、近似的な参考値としては利用できる。表から明らかなように、最大の投資は中南米に向けられた。全投資額の46.3%が集中した。北米は22.7%，東南アジアは，中近東，その他地域とほぼ等しい15.1%にすぎなかった。業種別では，生産事業投資が85.1%と高い比率を示した。その内，鉱業，林業，パルプ，水産業を狭義の資源開発投資と見なせば，その比率は39.7%であるが，製鉄業，繊維工業，その他生産事業にも資源開発的要素が多分に含まれており，広義の資源開発投資は全投資の半分を超えたと考えられる。

資源開発投資は，対象・地域・規模・形態の点で多様であり，当時の資源開発への腐心が如実に示されている。鉄鉱石では，すでに1951年のポルトガル領ゴアの開発に始まり，フィリピンのララップ鉱山，香港の馬鞍山鉱山，マラヤ連邦のタマンガン鉱山等に広がっていた。銅鉱石では，フィリピンのトレド，シパライ鉱山，メキシコのアユトラ鉱山，チリのポルエステロ鉱山。錫鉱石では，タイのチャンプラ鉱山。その他ボーキサイトでは，インドネシア，マラヤ連邦。タングステン鉱ではタイ。ニッケル鉱ではニューカレドニア。亜鉛鉱ではインドに及んだ。木材・パルプでは，米国アラスカ州のパルプ生産，フィリピンのラワン材開発。水産業では，沖縄，ビルマにおける真珠養殖。香港，マラヤ連邦，ベトナム，ビルマ，セイロン，インドの漁業⁴³⁾。石油開発では，アラビア石油が典型であった。これらの資源開発投資に示される特徴については後述することとし，ここでは業種別・地域別構成についてのみ述べよう。

中南米とりわけブラジルは，この時期の最大の投資対象地域であった。表が示すように全体の46.3%，生産事業だけではちょうど半分を占めた。製鉄業，繊維工業，機械工業のほとんど全てを中南米が吸収した。中南米投資の

43) 「日本漁業生産の伸長発展は，生産手段の近代化と相まって外延的に成長したものに負うところが多く，これら沖合遠洋漁業（略）を中心として昭和27年，28年ころより海外漁業との提携が現れはじめてくる……」。三沢 享編『東南アジアにおけるわが国企業提携の実態——鉱業（石油を除く），林業，漁業——』，アジア経済研究所，1961年，39-40頁。

84%はブラジル向けであって、次いで大きいチリー・アルゼンチン・メキシコの3国の比率は12%でしかなく、中南米投資は実質的にはブラジル投資を意味していたと言って過言ではない⁴⁴⁾ 製鉄業は、後述するウジミナスへの投資が全てであり、繊維業は、綿紡績を中心にブラジルに70%が集中した。機械工業投資の90%はブラジル向けであり、そのまた大部分は、石川島重工業がリオデジャネイロ港湾局その他と合弁で設立した石川島ブラジル造船所株式会社（略称イシブラス、1959年1月設立、当初資本金1000万ドル、石川島重工業出資比率86%）関係の投資で占められていた。その他の投資はそれほど多くはなかったが、紡績進出と関連した繊維機械やミシン、ディーゼルエンジン、ランドクルーザー、自動車用点火プラグなど多岐にわたった。

北米での生産事業投資は米国のアラスカパルプへの投資が全てである。注目すべきは、北米、実質的には米国が「その他の投資」全体の58%—商業その他で72%、金融業で70%—を占めたことで、米国への商業・金融業投資の集中がこの期すでに確立していたことである。

中近東は、後述するアラビア石油が全てであり、それは全鉱業投資の58%を占めた。

東南アジアの生産事業投資の48%は鉱業投資で、38%はその他生産事業投資で占められるが、前者は全体の28%、後者は84%を占めており、比重は軽いものではない。その他生産事業投資の国別分布をみると、シンガポール673万ドル、琉球497万ドル、タイ415万ドル、インド205万ドルで全体の93%を占めている。シンガポールの石油製精業への出資と貸付けが例外的に規模が大きいのを除けば、他は小規模である。琉球は精糖業・パイン^{カン}罐詰が主なもので、タイは調味料・精糖、インドは万年筆・インク・魔法瓶・注射筒等である。インド、琉球では平均1件当たり15万ドル前後と規模は小さい。他の国では陶磁器、塗料、計測器の例が見られる。これらの多くは、現地の輸入制限や国内産業育成措置に対応して進出したもので、現地の出資比率規制から株式取得が困難でありまた危険も大きいので、貸付けで早期の資本回収を

44) 古藤前掲書110—14頁。数値は1961年9月現在、以下同様。

図ろうとしたため⁴⁵⁾、株式取得形態は投資の41%しか占めていない。こうした傾向は、鉱業、林業、パルプでは一層はなほだしい。

3. 投資の業種別・地域別構成に関連して若干の点について特に述べておく必要がある。

第1はブラジル投資と移民との関係である。日系ブラジル人が日本の直接投資に果たした役割が大きいことはすでに述べたが、ここで述べるのは、この期のブラジル投資がしばしば国内従業員のブラジル移民を伴った点である。すなわちブラジル進出にあたって現地従業員に移住希望者を充当したのである。それは、当時、国内の「過剰人口」対策として、海外移住振興が叫ばれ、1955年8月には「日本海外移住振興株式会社法」が成立し、渡航費貸付や現地事業資金貸付が予算化されたことを背景としている。表1にある移住振興989万ドルは同社に対する出資および融資である。日本海外移住振興株式会社（後の海外移住事業団）は、ブラジルで移住者の援護、入植地を造成するジャミック移植民会社（1956年）と移住者やその受入企業に対する金融を行うジェミス金融会社（1957年）を全額出資で設立した⁴⁶⁾。現地子会社では、日系人に移住者をさらに加え、操業を円滑化し労働生産性の上昇を図り、日本の親会社では「過剰人員の処理に効果をあげ」⁴⁷⁾ることが目的とされたのである。もし渡航費その他の貸付けを得た場合には、従業員派遣費用すら一部節約することが可能だった。しかし、1960年代に入り、国内労働力不足が次第に露呈すると共にこうした移民を伴う投資は姿を消した。

第2は繊維業投資に関連してである。繊維業は、50年代の主要な輸出産業であったが、国内の綿紡設備の過剰と製品輸出の停滞から「勧告操短」に迫

45) 古藤利久三編『東南アジアにおけるわが国企業提携の実態』、アジア経済研究所、1963年、120-1頁。また菅原藤也編『アジアの合弁企業——製造工業編——』、アジア経済研究所、1964年も参照。

46) 大原前掲書678-79頁。

47) 古藤前掲書（『中南米』）142頁。もっとも石川島重工業は、インブラス設立にあたっては、移民を全国に一般募集さえしている（東田直彦『ブラジル経済と日本——企業進出の可能性を探る——』、日本経済新聞者、1973年、162頁）から、この点は必ずしも一般的ではないとも言えよう。

い込まれていた。このため綿紡大手企業が「低廉な原綿と現地労働力の利用をめざして、過剰格納紡機を手段とする直接投資を活発化させ」⁴⁸⁾たもので、ブラジルには、東洋紡績、倉敷紡績、都築紡績、大日本紡績、エルサルバドルには呉羽紡績が進出した。設備過剰と国際的比較優位の喪失への対処手段として海外進出が選択された典型例として注目される。

第3は資源開発投資の効果に関してである。いま効果を全輸入量に占める投資先鉱山からの開発輸入量の比率で測ってみよう。鉄鉱石は、最盛期(1959年)24%に達した。最大輸入量は1961年399万トンにまで伸びたものの、全輸入量の増加が著しかったために、比率は低下の一途をたどった。銅鉱石は、最盛期(58年)には66%を示し、62年には開発輸入量は4万3400トンにも達したが、その比率は30%に低下していた。ボーキサイトは、最盛期(61年)22%、22万トンであったが、その後は低下した⁴⁹⁾。その他の天然資源の比率については明らかでない。50年代の資源開発投資は、十分とは言えないまでもこの期の輸入需要に対してはかなりの効果を生み出したが、その絶対的な低水準は、重化学工業化の進行による加速度的な資源需要増加に対応できず、60年代には新たな資源開発政策を必要とさせたのである。

第4は米国を中心とする商業投資についてである。商業投資それ自体も全体の9.4%と小さいが、その72%が北米、実質的には米国に集中し、残り10%が中南米へ、7%が東南アジアへと、分散している。米国は商業投資の戦略的拠点となっているとって過言でない。

商業投資は、表4に示すように海外貿易事業所の増加となって現れる。貿易事業所数は1954—60年度の間2.4倍になった。54年度では駐在員事務所が61%を占め、現地法人や支店は12~13%と少なかったものが、60年度末には現地法人は23%にまで増加した。事業所が質量ともに強化されたことを示している。これにつれて従業員数も3.8倍、貿易取扱額も2.2倍に増加した。これに対して、米国における貿易事業所数は全体よりはるかに速い成長を示し

48) 藤井光夫他編『日本多国籍企業の史的展開』下、大月書店、1979年、217頁。

49) 通産省『経済協力の現状と問題点』1963年版、312—14頁。

表4. 海外貿易事業所の推移

() 内は米国

	貿易事業所総数		従業員総数 (人)		取 扱 量 (百万ドル)		
		現地法人数		現地法人従業員数 (人)		日本からの輸出額	日本への輸入額
1951年							
52	276		800 (181)		521 (242) [※]		
53	278 (64) [※]	23 (19) [※]	1,238 (209)		699 (298) [※]		
54	489 (74)	65 (38)	2,571 (576)	751 (455)	2,105 (673)	1,111 (258)	977 (409)
55	592(109)	107 (53)	4,168 (996)	1,599 (739)	2,709(1,328)	1,003 (404)	1,643 (878)
56	697(121)	136 (58)	4,883(1,240)	1,899 (918)	2,832(1,318)	1,201 (421)	1,515 (832)
57	810(142)	162 (64)	6,629(1,583)	3,006(1,141)	2,559(1,128)	1,126 (420)	1,253 (609)
58							
59	963(184)	200 (83)	7,696(2,004)	3,178(1,442)	2,713(1,108)	1,232 (480)	1,275 (534)
60	1,153(238)	267(115)	9,783(2,518)	4,472(1,931)	4,651(2,569)	2,205(1,252)	2,139(1,185)

※は北米

資料：通産省『貿易業態統計表』各年報による。

た。事業所数は3.2倍、従業員数は4.4倍、取扱額は3.8倍に増加し、全体に占める比率もこの間に大きく上昇した。とりわけ、米国では60年度には現地法人が事業所数に占める比率が48%にも達しており、事業所の質的強化が著しい。こうした米貿易事業所の増強は次のような理由によるものだった。

対米商業投資は、第1に日米貿易の位置からして戦略的重要性をもっていた。1950年代の総輸入に占める対米輸入の比率は30%から40%の間を推移し、輸出比率は1955年には22.3%と独立後初めて20%台に登り、その後の工業化の進展に伴い59年には29.8%となった。対米貿易は最も安定的で成長性が高いために、米国市場を確保できるか否かは、個々の企業の成長戦略の死命を制した。さらに従来商社貿易に依存した雑貨・繊維製品などの軽工業品や土産的輸出品の比重が徐々に低下した。重化学工業品の比重は50年代中葉の13%から末の25%へほぼ2倍へ伸びた⁵⁰⁾ メーカーの手によるマーケティングやアフターケアの必要な重化学工業品の比重が高まることによって、米国に輸出可能な程の競争力を得た企業は競って米国法人等の設立にむかわざる

50) 鉄鋼、非鉄金属、船舶を除いた数字である。

を得なかった⁵¹⁾

輸入でも米国市場は決定的に重要であった。重化学工業化の進展が米国からの機械類、化学製品、原燃料輸入比率を高めたが、とりわけ重要機械設備の対米依存は著しく⁵²⁾、その入手に米国法人等が重要な機能を果たした。第2にこれと並んで注目すべき点は日米の科学技術水準に隔絶した格差のあった当時の状況下では、米国への商業投資は単なる貿易拠点の構築を越えた強力な競争手段である技術情報収集網の設置を意味した点である。1960年度末の238の在米貿易事業所のうち42は、ほとんど貿易に従事しない（1社平均年間取扱額55万ドル）事業所であるが、こうした事業所が主として情報収集を目的としていたとしても驚くにはあたらないであろう。

4 この期の海外直接投資の最大規模のものは、アラスカ・パルプ、ウジミナス、アラビア石油の3件の投資であり、その合計は、全生産事業投資のほぼ60%を占めた。これらは国家プロジェクト投資と呼ばれている。この比重の圧倒的に大きいことは50年代の最大の特徴と言えよう。

アラスカ・パルプ株式会社は、国内森林資源の過伐、樺太等外地資源の喪失に悩んだ化繊、紙パルプ、製材等の業者がアラスカ州の国有針葉樹林の開発を目的に1953年8月に設立した投資会社（当初払込資本金3億7500万円）で、同年12月に伐採、パルプ生産を行うために米国法人アラスカ・ランバーアンドパルプ社を現地子会社として設立している。日本政府は、基本的には木材・パルプ資源の安定供給源の確保のために、具体的には同社の事業が米国政府の長期間の立木払下げ契約を必要とし、またパルプ工場建設に膨大な費用を必要とすることから、56年2月に同事業の推進を政府の閣議了解とし

51) 主なメーカーの米国法人設立年をあげると次の通りである。日本光学（53年）小西六写真（56年）、トヨタ自動車（57年）、横河電機製作所（同）、桃井製網（同）、キッコマン醤油（同）、タカラベルモント（同）、松下電器（59年）、本田技研（同）、日立製作所（同）、光洋精工（同）、日産自動車（60年）、東洋経済新報社『海外進出企業総覧』1979年版による。

52) たとえば、原動機88%、事務機械74%、金属加工機械76%、重電機83%、精密計器類76%が米国からの輸入だった。拙著『日米貿易と対米直接投資』、山口大学経済学会、1981年、19頁。

た。それをテコに現地法人は1957年8月から、約240億円の巨費をかけてパルプ工場を建設したが、うち約170億円をアラスカ・パルプが国内から調達し、そしてその83%は日本輸出入銀行、日本興業銀行、日本長期信用銀行が融資した。現地で生産されたレーヨンパルプはアラスカ・パルプを通して出資者である需要家に全量引取られ、原料の安定確保が図られた代わりに、輸銀ならびに関係企業は多大の融資と債務保証を余儀なくされた。

1958年1月に発足したウジミナス（ミナス・ジェライス製鉄所の略称）は、日本とブラジルとの合弁企業である。出発は、1956年4月のクビイチェック・ブラジル大統領のミナス・ジェライス州の製鉄所建設への協力要請に始まる。この要請は外務省から日本鉄鋼連盟に伝えられ、連盟は経団連に図った。経団連は直ちに製鉄、機械メーカーを軸に委員会を結成し、現地調査団を派遣するという素速い行動を示し、翌年3月には民間企業と関係各省の意見調整をすませ、4月には日伯合弁製鉄所の建設の閣議決定にもちこんでいる。

57年12月には、当初払込資本金7億円で日本ウジミナス株式会社が日本側の親会社として設立され、7大製鉄メーカーはもちろん、主要な重機、重電メーカー等も出資者に名を連ねた。1961年3月末までの日本側負担の所要資金は約460億にのぼり輸銀をはじめとする金融機関、メーカー融資、債務保証がこれを支えた。ウジミナスは一貫操業開始まで8年を要し、その後も経営赤字に苦しむことになる⁵³⁾ ウジミナスの機械設備576億円のうち356億円は、日本ウジミナスの品質保証を受けて日本から供給されることになっていた。日本が「鉄鋼、機械、経団連の総力をあげて結集した」⁵⁴⁾ 大きな理由の一つはそこにあった。

アラビア石油株式会社は1958年2月に払込資本金35億円で発足しているが、

53) 1958年から67年の間に大統領は3回替わり、卸売物価指数は33倍にもなった。日本ウジミナスは脹れ上がる建設費に應えなければならなかった。日本ウジミナス『十年史』、同社、1969年、第4章参照。

54) 杉村勝次「わが国経済協力の現状と展望」、『経済評論』第10巻第9号、1961年9月、85頁。

前2社のように現地法人を持たず、同社が現地で日本法人のまま直接事業を行うという稀な形態をとった。1957年1月にサウジアラビアから海底油田開発に関して利権交渉の打診があり、日本輸出石油(株)社長山下太郎がこれに機敏に応え、鉄鋼、電力その他の出資でアラビア石油株式会社設立が構想される過程で同年6月には利権獲得および開発事業に必要な援助を行うことが閣議了解事項とされた。12月にサウジアラビア、翌年7月にクウェイトと利権供与交渉が成功し、アラビア石油は深鉱、掘さくを進めた⁵⁵⁾ 所要資金は61年3月末までに約600億円とされており、大半を融資に依存した。

以上が三社の成立の概要であるが、一般に国家プロジェクトと呼ばれる理由は、事業規模が大きく、しかも相手国政府が何らかの形で絡んでいるため、日本政府が事業推進に責任を負うことを決定したからである。そして、そのことが国家資金を支出させ、出資企業を拡大糾合し、投資会社を設立することを容易にし、大規模投資の実現を可能にしたのである。国家プロジェクト方式は、個々の企業の側からすれば、資金調達に悩まされることなく、投資リスクを分散あるいは政府に転嫁しつつ、大規模な資源開発やプラント輸出を実現する手段であり、政府側からすれば、経済協力資金に乏しいなかで相手国政府の経済協力の要請に応え、協力資金を効率的に利用するという名目に沿う投資形態であった。このような国家プロジェクト方式による投資が全投資の半分を占めたということは、民間資本蓄積水準の低さに規定された海外投資の萌芽期の日本的特質といえよう。単純化して述べれば、マクロ政策目標追求のために政府と産業界の一体化がここでも見事に実現されている。こうした国家プロジェクト投資については深い分析が必要であるが、小稿では割愛する。

国家プロジェクト方式は国家資金を最も大掛かりに動員する手段であった。1957～60年度の海外投資金融承認額254億円の80%が3つのプロジェクトに

55) アラビア石油『アラビア石油 創立10周年記念』, 同社, 1968年。同社『アラビアに生きる<アラビア石油>15年の砂漠の体験』, 同社, 1974年, 参照。

注がれた⁵⁶⁾

6 直接投資は、本来的に経営参加を規定的動機とし、株式所有を不可欠に近い条件とする投資形態である⁵⁷⁾ この点からすると、この期の直接投資には経営参加の要件を欠ぐ例が多いことが特徴である。それは直接投資としての質的脆弱さを示しているとも言えよう。表5は、生産事業投資150件の形態を示したものであるが、完全子会社は13件、50%以上の出資比率をもつ合弁会社は37件であった。41件は債権取得、役務契約・備船契約のみで、これらのほとんどは直接投資のカテゴリーには含まれないものである。また42件はすでに事業を撤退したことからも、直接投資の要件である投資の永続性に欠けたことも示されている。すでに述べたように、東南アジアと中南米が投資環境において対照的であったことも同表から明らかであろう。

多くの場合、資源開発投資は、形式的には合弁会社が設立された場合あるいは資本参加がされた場合でも融資買込に近かったことに注意が必要である。

表5. 生産事業の投資形態

(1962年1月1日, 現在)

	完全子会社	合弁会社	日本側出資比率			債権取得のみ	役務・備船契約のみ	合計	事業を中止、完了した企業
			50%以上	50%未満	不明				
			東南アジア	1	63				
中南米	8	28	20	8	0	1	2	39	6
その他	4	5	3	1	1	2	2	13	1
合計	13	96	37	55	4	16	25	150	42

資料：古藤利久三編『中南米におけるわが国企業携携の実態』 アジア経済研究所，1964年，付録より作成。

56) 前出『十年のあゆみ』，101—5頁。

57) 拙稿「国際投資の形態——国際間における資本の運動形態と所有・支配の形態——」，参照。

日本側は、通常49%に相当する出資分を現金および又は開発資材で出資すると共に、プラント輸出契約、技術供与契約、鉱石販売代理店契約を現地側企業と結び、出資金の回収は配当送金および鉱石代金値引きによって行うのである⁵⁸⁾ この契約は通常有期限契約であり、日本の出資者は、現物出資の場合は、現金を倏約し、自社の機械設備や保有技術を輸出し、確実に鉱石を手に入れることができた。それは、日本側が出資しない純粹な融資買鉱—日本の出資を認めなかったフィリピンの資源開発投資に多く見られた—と実質的に大差はなかったと言えよう。こうした資源開発投資の形態は、現地のナショナリズムに配慮しながら、欧米大手鉱山会社の手の届いていない中小鉱山を現地企業と共同開発する最良の形態であったが、他面では資源開発の交渉力を持ち得ない戦後日本の位置をも反映していたと言えよう。

つけ加えるならば、50年代の生産事業投資の多くは現物形態で行われた。前半は全投資の58%が、後半でも30%が現物出資であった⁵⁹⁾ それは、機械設備など重工業製品の無競争的輸出であると共に投資資金の節約手段でもあり、低い蓄積水準の海外直接投資への質的反映であった。

(1985年2月15日、稿了)

58) 古藤前掲書 (『東南アジア』) 135-146頁。

59) ただし、対象は生産事業のみで、かつアラビア石油などの海外直接事業は除かれている。通産省『経済協力の現状と問題点』1962年版、388-89頁。
総理府統計局「日本統計年鑑」、1963年版より作製。